

○学校法人中部大学コンプライアンス規程

2025年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中部大学（以下「学園」という。）におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって学園の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 この学園の役員及び職員（以下「教職員等」という。）は、学園の事業活動の遂行に当たって、関連法令及び学園諸規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めるものとする。

(管理監督者の責務)

第3条 学園の業務において、所属職員を指導監督する立場にある者は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、自己が指導監督する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 学園のコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進責任者（以下「責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 責任者は、コンプライアンス全般に係る事項を所管し、コンプライアンスの推進が図られるよう、教職員等の意識向上や関連諸規程等の整備等、コンプライアンスの推進に必要な具体的な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進委員会)

第5条 責任者は、前条第2項に定める責務を果たすために、責任者の諮問機関として、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、運営協議会をもって代える。

(他のコンプライアンス違反との関係)

第6条 コンプライアンス違反のうち、ハラスメント行為、個人情報情報の漏えい、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他学園の規程においてその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

(相談・通報窓口)

第7条 教職員等及び学園の債権者その他の利害関係者は、学園のコンプライアンスに関して相談を希望する場合又はコンプライアンス違反があると考えer場合には、学園に、相談又は通報することができる。

2 通報窓口、通報事実の調査及び通報者の保護等については、「学校法人中部大学における内部公益通報に関する規程」に定めるところによる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。